

事例紹介

裁判員事件に関する検察官上訴への対応

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

裁判員裁判制度施行から10年が経過して、裁判員制度の課題や見直しの必要性が議論されています。裁判員裁判の判決に対する控訴審の在り方についても、改めて議論がなされることでしょう。本稿では、裁判員裁判の判決に関して検察官が上訴を申し立てた事案について、筆者のいくつかの経験をご紹介します。議論の手掛かりをご提供できればと思います。

1 東京高判平成23年3月29日判タ1354号250頁

裁判員裁判の判決で、2件の住居侵入及び窃盗につき有罪、うち1件の住居侵入時になされたという現住建造物等放火につき無罪の判断がなされたのに対して、検察官が控訴を申し立てた事案です。

検察官の控訴趣意は、①第一審が同種前科（放火）による被告人と犯人との同一性立証を許容しなかったことの訴訟手続の法令違反と、②被告人を放火犯人と認定できるとする事実誤認の主張でした。

主たる争点である①に関しては、英米証拠法について調査した上で、答弁書において、「特殊な手口によるものではない前科証拠を、同種の行為が反復されているわけでもない本件の事実認定の資料とすることは許容されない」旨を論じました。検察官の事実調べ請求に対しては、被告人の前科にかかる供述調書の信用性や捜査官証人のプロファイリング的な証言の証明力を争う旨を主張して、その採用に徹底的に反対する旨の詳細な意見を述べました。

その結果、事実調べ請求は全て却下されたものの、英米証拠法の調査が不十分だったためか、破棄差戻判決となりました。

その後、上告審において、控訴審判決を破棄して

東京高裁に差し戻す旨の判決が宣告され、さらに、第二次控訴審で検察官控訴を棄却する旨の判決が宣告されて、無罪の判断が確定しました（上告審・第二次控訴審いずれも高野隆弁護士（第二東京弁護士会）が担当されました）。

2 東京高判平成28年6月7日判タ1440号180頁

裁判員裁判の判決で、2名に対する殺人及び非現住建造物等放火につき無罪の判断がなされたのに対して、検察官が控訴を申し立てた事案です。

検察官の控訴趣意は、被告人を放火犯人と認定できるとする事実誤認の主張でした。事実調べ請求として、①被害者の死因に関する医師2名の証人尋問と、②被告人の携帯電話機の位置を解析した捜査官1名の証人尋問が請求されました。

間接事実による立証が試みられた事案であるため、答弁書において、第三者による犯行の可能性を排除する事実関係は何ら示されていないということ、個々の間接事実を丁寧に分析しつつ主張しました。事実調べ請求については、①②いずれも第一審で検察官の意図どおりの立証がなされており追加立証を許すべきでない旨の意見を述べるとともに、②は技術的に誤った主張に基づくもので必要性を欠く旨の意見を述べました。

事実調べ請求については、①について、やむを得ない事由はないが裁量により採用するとして証人尋問が実施され、検察官主張に沿う証言がなされました。ただ、結論としては、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）ような事実関係は立証

されていないとして、検察官控訴は棄却され、無罪が維持されました。

その後、検察官上告も棄却され、無罪の判断が確定しました。

3 最判平成30年3月19日刑集72巻1号1頁

裁判員裁判の判決で、子どもを衰弱死させたとされる保護責任者遺棄致死につき無罪の判断がなされたのに対して、検察官が控訴を申し立てた結果、控訴審において事実誤認を理由とする破棄差戻判決が宣告されたため、これに対して被告人が上告を申し立てた事案です。

控訴審裁判所が、検察官が事実調べ請求した捜査報告書（専門家の意見を記したもの）を取り調べることはしなかったものの、事実上目を通していたせいか、控訴審判決には、この意見書に基づく控訴趣意書の主張から強い影響を受けているようにも読める場所がありました。また、控訴審判決が有罪の結論を導いたのは、関係者の供述内容よりも、写真やビデオから形成された直感的な判断の方を重視する控訴審裁判所の姿勢であったように感じられました。

そこで、この2点を踏まえつつ、控訴審判決は第一審の無罪の判断の不合理性を指摘できていない旨を主張する上告趣意書を作成・提出しました。

その結果、上告審は控訴審判決を破棄して検察官の控訴を棄却したため、無罪の判断が確定しました。

ところで、控訴審では、検察官が第一審裁判所の訴因変更命令義務違反を主張しており、控訴審裁判所は重過失致死の予備的訴因の追加を許可していましたが、なぜか、控訴審判決では訴因変更命令義務違反の有無についての判断は示されていませんでした。検察官は、控訴審においてこの点について緻密な主張を展開していましたが、上告趣意書ではこの主張に付き合うことはせず、第一審裁判所は訴因変更を勧告していたのだから訴因変更命令義務違反などあるはず

がないと言い切りました。上告審判決宣告当日に、上告審が同様の結論を採用するのを聞くまでは、このような対応方針の当否が気にかかっていました。

4 最決平成27年2月3日刑集69巻1号1頁

裁判員裁判の判決で、住居侵入・強盗殺人につき、弁護人が無罪を主張したものの、有罪・死刑の判断がなされたのに対して、弁護人が控訴を申し立てたところ、控訴審において、有罪の判断を維持した上で、量刑不当を理由として破棄自判・無期懲役の判決が宣告されたため、これに対して弁護人・検察官双方が上告を申し立てた事案です。

死刑求刑事件であっても、無罪主張の場合には、控訴審に至るまで情状に関する主張をすることが困難なことがあります。本件では、控訴審において、ドイツ法における「警告理論」の適用の限界と、司法研究「裁判員裁判における量刑評議の在り方」に示された量刑傾向を踏まえて、特に前科の位置づけについて、量刑事実に関する主張を行いました。第一審ではこのような主張をするには至っていませんでした。

筆者は控訴審係属中に米国留学に赴いたため、それ以降は弁護人の立場にはありませんでしたが、制度の変革期ということもあり、事実上、検察官の上告趣意書に対する答弁書の作成に協力しました。その結果、答弁書では、米国の陪審裁判においては、大半の陪審員が、死刑判断に最も責任を負うのは裁判官や上訴審など自分たち以外の機構を挙げていること、陪審による死刑判断の66%が上訴審で覆されていること、これらの運用の背景には死刑が現実の執行以外にシンボリックな機能を持つことがあるといわれることなど、米国では死刑適用にあたって公平性・謙抑性の維持・確保が重視されていることにも言及されることになりました。

決定文中でこの主張への言及はありませんでしたが、上告棄却決定により控訴審の判断が確定しました。